

草加市指定排水設備工事店の新規指定申請について

草加市指定排水設備工事店の新規指定申請の手続きについては、次のとおり申請書を提出して下さい。

1. 申請の条件

- ① 埼玉県内に営業所があること。
- ② 申請時において、営業所に草加市排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）として登録者が1名以上専属していること。
※草加市に責任技術者が登録されていない場合は、「登録替」、「合格による新規登録」などにより、草加市に登録して戴く必要があります。
（新規登録料 15,000円）
- ③ 排水設備工事を実施する上で必要な機械器具を有していること。
（管の切断用、管の加工用、管の接合用）
- ④ 申請者は次の欠格要件に該当していないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない
 - イ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない
 - ウ 草加市指定排水設備工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある

2. 申請手数料

新規申請手数料は 30,000円 となっております。申請と同時に納付して下さい。

3. 申請書の記入方法等

- ① 申請書は、「草加市指定排水設備工事店(新規・更新)指定申請書」を使用して下さい。
- ② 申請者欄の印は、法人にあつては印鑑証明書と同じ代表者印を押印して下さい。
- ③ 責任技術者は、草加市に登録してあり、営業所で専属の技術者を記入して下さい。

4. 添付書類

- ① 申請の条件の④にある欠格要件に該当しない旨の誓約書
（第5号様式の3を使用して下さい。）
- ② 代表者又は事業主の履歴書
 - ア 履歴書は市販のものを使用して下さい。
 - イ 履歴書に、代表者又は事業主の顔写真を添付して下さい。
（上半身で、大きさは履歴書に準じて下さい。）

③工事経歴書

ア 事業所としての公共下水道工事(汚水)及び宅内排水設備工事の経歴について、過去3年～5年の間の実績を記入して下さい。

件数が多い場合は、他〇〇件として構いません。

イ 県内の他市町で指定工事店としての資格を有している場合は、工事経歴書の余白又は別紙にその旨を記入して下さい。

ウ 新規に登録をした会社で、会社としての実績が乏しい場合は、その代表者及び責任技術者個人の工事経験の経歴について、過去3年～5年の間の実績を記入して下さい。

④登記事項証明書(市外在住の個人にあっては住民票)

ア 登記事項証明書謄本又は登記事項証明書抄本のいずれかを提出して下さい。

イ アの書類は、申請日の3ヶ月以内に発行されたものを有効とします。

⑤法人にあっては印鑑証明書

ア 申請日の3ヶ月以内に発行されたものを有効とします。

⑥納税証明書(市内に営業所があり、納税情報の利用について同意があれば、納税証明書の添付を要しません。)

ア 法人は、法人事業税(県税)、又は法人市民税のいずれかを提出して下さい。

イ 個人は、納税証明書(市県民税)を提出して下さい。

ウ ア、イの書類については、申請日の3ヶ月以内に発行されたものを有効とします。

⑦営業所及び資材置場の平面図及び付近見取図

ア 営業所の外部(判読できる指定店名の看板等含む)、事務室等の内部、資材置場の写真を添付して下さい。

⑧責任技術者登録証の写し

ア 草加市排水設備工事責任技術者登録証の写しを添付して下さい。

⑨従業員名簿

ア 従業員がいる場合は、名簿を提出して下さい。

イ 申請日の1ヶ月以内に作成したものを提出して下さい。

⑩機械器具

ア 排水設備工事を行うための機械器具を有していることを証する書類及び写真を提出して下さい。

- ・管の切断用の機械器具
- ・管の加工用の機械器具
- ・管の接合用の機械器具

⑪その他

ア 営業所又は資材置場等を借地・借家等している場合は、契約書の写しを添付して下さい。